

松江市宿泊税条例

(課税の根拠)

第1条 市は、国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び松江市税賦課徴収条例（平成17年松江市条例第59号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(免税点)

第4条 宿泊税は、宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

(課税免除)

第5条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊するもの
- (2) 前号に規定する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊する引率者

(税率)

第6条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、200円とする。

(減免)

第7条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とするときと認める者に対し、規則で定めるところにより、当該宿泊税を減免する。

(徴収の方法)

第8条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第9条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を、特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告納入等)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が申告納入すべき宿泊税額が規則で定める額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として規則に定めるところにより市長の承認を受けた場合においては、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第11条 第9条第1項の特別徴収義務者(宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円以上となる宿泊がない宿泊施設（以下この条において「登録義務免除対象宿泊施設」という。）の特別徴収義務者を除く。）は、旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする日の5日前までに、

同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

- 2 登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者は、その経営に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊施設でなくなったときは、その日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。
- 3 前2項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
 - (2) 宿泊施設の所在地及び名称
 - (3) 客室数その他設備の概要
 - (4) 経営開始予定年月日（申請の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 市長は、第1項又は第2項の登録の申請があつた場合には、特別徴収義務者登録簿に登録するとともに、速やかにその旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による登録をした場合には、登録特別徴収義務者（同項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）に対し、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。
- 6 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 7 第5項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 8 登録特別徴収義務者は、第3項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、登録の変更を申請しなければならない。
- 9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。
- 10 前項の規定による申告をした者であつて、当該申告に係る休止期間を定めなかったものは、

当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

11 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から 10 日以内に、その旨を市長に申告しなければならない。

12 第 5 項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から 10 日以内にその証票を市長に返さなければならない。
(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第 12 条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から 60 日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第 13 条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その

異動を生じた日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載及び書類の作成義務等)

第 14 条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して 3 月を経過した日から 5 年間、当該帳簿を保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して 3 月を経過した日から 2 年間当該書類を保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(不足金額等の納入手続)

第 15 条 特別徴収義務者は、法第 733 条の 17、第 733 条の 18 又は第 733 条の 19 の規定による納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第 16 条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第 6 条の 22 の 4 第 6 号及び第 6 条の 22 の 9 第 4 号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第 17 条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、松江市税賦課徴収条例の定めるところによる。この場合において、松江市税賦課徴収条例第 18 条の 2 第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び松江市宿泊税条例(令和 7 年松江市条例第 30 号)」と、同条例第 19 条中「又は第 145 条第 3 項」とあるのは「、第 145 条第 3 項又は松江市宿泊税条例第 10 条第 1 項若しくは第 2 項」とする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 14 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
 - (2) 第 14 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者
 - (3) 第 14 条第 2 項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなく作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
 - (4) 第 14 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 20 条 第 13 条第 2 項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 3 項から附則第 6 項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、施行日以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(準備行為)

- 3 第 9 条第 2 項の規定による指定、第 11 条第 4 項の規定による登録及び通知並びに同条第 5 項に規定する交付、第 13 条第 1 項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例の公布の日において現に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業若しくは住宅宿泊事業を営もうとする者は、施行日の前日までに、第 11 条第 1 項の規定の例により市長に申請しなければならない。
- 5 施行日から施行日から起算して 5 日を経過する日までの間において旅館業又は住宅宿泊事

業を営もうとする者は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項の規定の例により市長に申請しなければならない。

- 6 前 2 項の規定による申請をした者は、当該申請した事項に変更を生じたときは、直ちに登録の変更を市長に申請しなければならない。

(検討)

- 7 市長は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5 年ごとに同様の検討を行うものとする。

(調整規定)

- 8 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第 19 条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。